

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日  
京都市条例第49号）（文化市民局市民生活部区政推進課）

次のとおり左京区役所の位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市左京区吉田中阿達町1番地

変更後の位置 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 49 号

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中「左京区吉田中阿達町1番地」を「左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(文化市民局市民生活部区政推進課)